

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

1 再審査請求人は、A研究所に雇用され、B所在のC大学において大学教授として業務に従事していた。

2 請求人は、○年○月○日、所属学会であるD学会（以下「本件学会」という。）の理事として理事会に参加し、その後、理事会参加メンバーと共に居酒屋で会食をし、同店を出たところで自家用普通貨物自動車に衝突され（以下「本件災害」という。）負傷した。

請求人は、E病院に搬送され、転医先のF病院で「びまん性脳損傷、右鎖骨骨折、右外傷性気胸、横隔膜損傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

3 請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付及び○年○月○日から同月○日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、同年○月○日付けでこれらを支給しない旨の処分（以下「第1処分」という。）をした。

請求人は、第1処分について審査請求を行わず同処分は確定した。

請求人は、その後も療養を継続し、○年○月○日治癒（症状固定）した。

4 本件は、請求人が治癒後、障害が残存したとして障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件災害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分（以下「第2処分」という。）をしたことから、請求人が第2処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

5 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたこ

とから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、業務上の事由による災害によって生じたものと認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 監督署長は、第1処分において、本件災害は業務外の災害であると判断し、療養補償給付を不支給とした。そして、この第1処分は既に確定している。

(2) 請求人が本件災害は業務中に生じたものである旨強く主張するので、当審査会としても、一件記録を精査し詳細に検討したが、請求人の主張を裏付ける新たな証拠等もないことから、第1処分と異なる判断を行う事情は見いだすことができなかった。

よって、本件災害は、業務上の事由による災害ではないとするのが妥当であり、本件災害によって生じた請求人に残存する障害についても、業務上の事由によるものと認めることはできない。

3 結 論

以上のとおり、第2処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。